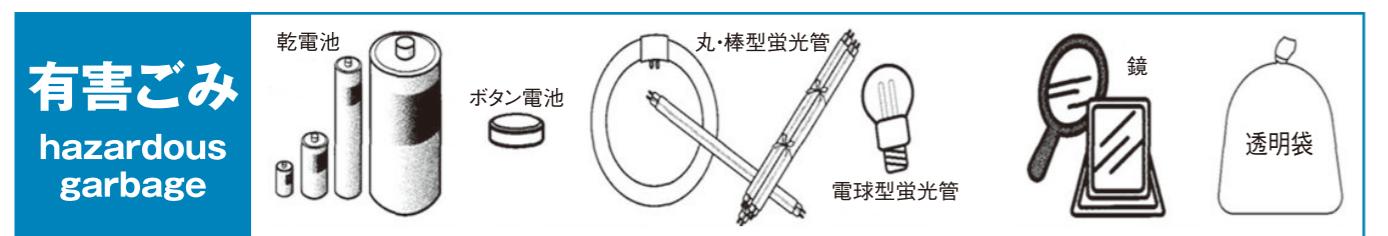


川北 10月 9日(第2水曜日) 川南 10月23日(第4水曜日) **有害ごみを収集します!**

有害ごみの出し方・収集場所

町では年2回(10月、3月)有害ごみの収集を行っています。

有害ごみとは家庭から出る「乾電池、蛍光管、鏡など」通常のごみとは異なる処理が必要なものをいいます。取り扱いに注意が必要なごみですので、収集日・収集場所をご確認のうえ、収集にご協力ください。



出し方(注意事項)

種類ごとに分別し、透明袋に入れてください。蛍光管は箱、ケースから取り出してください。「棒型蛍光管」は透明袋に入る長さのものは入れ、長いものはひも等で上下をとめてください。電子体温計は「ボタン電池のみ」収集します。本体は「燃えないごみ」へお願いします。白熱球(電球)は「燃えないごみ」です。その他、各地区的ルールに従ってください。

有害ごみ・可燃粗大ごみ等収集場所

区		収集場所
市街地	本町	本町会館
	中町	山喜屋前不燃物収集所、中町会館
	栄町	栄町会館
	武町	武町会館
	茅町	茅町会館
	花町	花町会館
西部	六供	六供公会堂、旧寄居保育所駐車場
	常木	常木区民会館
	菅原	菅原公会堂(菅原公園)
	本宿	本宿集会所
	末野2	竹原踏切横集積所
	末野3	末野コミュニティセンター(末野神社隣のごみ集積所)
桜沢	末野4	末野コミュニティセンター(末野神社隣のごみ集積所)
	金尾	金尾公会堂
	風布	元風布分校跡地
	本村	本村公会堂
	岩崎	岩崎公園不燃物収集所
	中小前田	中小前田公会堂
用土	山崎	桜沢コミュニティセンター前
	南飯塚	南飯塚公会堂(みこし小屋隣可燃物集積所)
	上組	上組公会堂
	用土1	用土1区公会堂、グリーンガーデン寄居寮・ホンダ
	用土2	寄居町農業ふれあいセンター
	用土3	用土3区公会堂
	用土4	用土4区公会堂
	用土5	用土5区公会堂
	用土6	用土6区公会堂
	用土7	用土7区公会堂
	用土8	用土8区公会堂
	用土9	用土9区公会堂
	用土10	用土10区公会堂
	用土11	用土11区公会堂
	用土12	用土12区公会堂

※菅原、末野3区、末野4区、南飯塚については、カッコ内が可燃粗大ごみの収集場所になっており、有害ごみの収集場所と異なりますのでご注意ください。

問い合わせ／生活環境課（☎581-2121内線221）へ

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日までの期間を「動物愛護週間」と定めています。

◆ペットを飼う前に

ペットを飼うということは「その生涯を責任持つて面倒を見る」ということです。ペットは私たちの生活に癒しと安らぎをもたらしてくれますが、一方でお金や時間、労力や忍耐、周囲の理解などが必要となります。これららの負担を伴うという覚悟を持たないままペットを飼つた場合、飼い主にとつてもペットにとつても、不幸な結果になってしまふ場合が多く見られます。

なお、ペットを無責任に捨てた場合、犯罪行為として『動物愛護管理法』によつて50万円以下の罰金に処せられます。ペットを飼うために愛情はもちろん必要ですが、その気持ちだけで飼うことはできません。「ペットの命が尽きるまで飼い続ける覚悟」を持つないならば、ペットを飼わないことも立派な動物愛護です。

○ 散歩をするときは、次のルールを守りましょう。
○ フンは必ず持ち帰ります

猫の食い主の呪さへ

○ フンは必ず持ち帰ります

散步中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。心ない飼い主によつて繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰つているのに、その日だけ出来心でしてしまつたフンの放置も、フンを残された側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が嫌われる原因になります。

公共の場所、または他人の土地に愛犬のフンを埋めるのも、正しい処理ではありません。必ず持ち帰つて処理しましょう。

○ 電柱などにしたオシッコは水で流します

トイレは散歩前に家の中で済ませりましょう。

◆犬の飼い主の皆さんへ

・ 犬は必ず登録し、鑑札を付けましょ
う。
・ 毎年1回、狂犬病予防注射を受け
ましょ。

◆ペットを飼う前に

ペットを飼うということは「その生涯を責任持って面倒を見る」ということです。ペットは私たちの生活に癒しと安らぎをもたらしてくれますが、一方でお金や時間、労力や忍耐、周囲の理解などが必要となります。これららの負担を伴うという覚悟を持たないままペットを飼つた場合、飼い主にとつてもペットにとつても、不幸な結果になってしまふ場合が多く見られます。

なお、ペットを無責任に捨てた場合、犯罪行為として「動物愛護管理法」によつて50万円以下の罰金に処せられます。ペットを飼うために愛情はもちろん必要ですが、その気持ちだけでは飼うことはできません。「ペットの命が尽きるまで飼い続ける覚悟」を持つないならば、ペットを飼わないことも立派な動物愛護です。

◆犬の飼い主の皆さんへ

- ・犬は必ず登録し、鑑札を付けましょ
う。
- ・毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょ
う。

○犬はリードでつなぎます
県の条例で、原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音など意外な行動を取る場合があります。

○ フンは必ず持ち帰ります

散步中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。心ない飼い主によつて繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰つているのに、その日だけ出来心でしてしまつたフンの放置も、フンを残された側にとつては同じ行為であり、飼い主や愛犬が嫌われる原因になります。

公共の場所、または他人の土地に愛犬のフンを埋めるのも、正しい処理ではありません。必ず持ち帰つて処理しましょう。

○ 電柱などにしたオシッコは水で流します

トイレは散歩前に家の中で済ませましよう。もし、電柱や他人の家の壁などにオシッコをしてしまつた場合は、すぐに水で流すことが飼い主のマナーです。

○ 犬はリードでつなぎます

県の条例で、原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であつても、周囲の人への急な行動や大きな音など意外な行動を取る場合があります。

The image contains two illustrations. On the left, a fluffy, long-haired white dog is shown from the side, looking towards the right. On the right, a white cat with blue eyes is sitting upright, facing forward.

ぐためにも、リードでつなぐことはもちろん、犬のとつさの行動に対応できるよう、リードは短めに持つて散歩することが大切です。

愛犬の登録と注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録(生涯に1回)と年1回の狂犬病予防注射が『狂犬病予防法』により義務付けられています。

犬を新たに飼い始めた場合、30日以内(子犬は生後91日になったら)に登録しなければなりません(登録料3,000円)。

また、今年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合は、動物病院で注射をし「狂犬病予防注射済証」を生活環境課へ提出し「注射済票」(交付手数料550円)の交付を受けてください。